

平成30年度

習志野市防災会議資料

(平成31年2月4日(月)開催)

目 次

報告第 1	平成 3 0 年度に実施した各種防災対策について	P1
報告第 2	平成 3 0 年度に実施した各種防災訓練について	P4
審議第 1	習志野市地域防災計画の一部修正について	P7
審議第 2	2 0 1 9 年度習志野市総合防災訓練の実施方針 (案) について	P10

平成30年度に実施した各種防災対策について

平成30年度に実施した各種防災対策について、次のとおり報告する。

1. 避難場所案内表示の更新

市内の電柱942か所に設置された避難場所案内表示を訪日外国人に配慮した英語表記とし、またピクトグラムを追記することにより視覚的にもわかりやすいものに更新される。

2. 防災行政無線設備のデジタル化推進

「防災行政無線デジタル化整備計画」に基づき、今年度に10局の屋外拡声子局のデジタル化を実施し、49局ある子局のうち、25局がデジタル式となる。今後、2021年度までに全ての子局をデジタル式に更新する。

3. 防災行政無線の音達調査実施

「防災行政無線デジタル化整備計画」にあわせて、防災行政無線の伝達能力の向上を目的に、放送の間こえづらい箇所等の調査を実施した。本調査の結果を受け、今後難聴地域の改善を検討する。



【避難場所案内表示】



【防災行政無線調査実施状況】

4. 災害時応援協定等の締結

平成29年度に引き続き、新たな協定等の締結を進め、防災対策の強化を図った。

【締結協定】

	締結先	協定等名称 及び 内容	締結年月
1	社会福祉法人 慶美会	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定 ・高齢者や障害者等、避難所生活において特別な配慮を要する者のための福祉避難所の開設 (対象施設) 特別養護老人ホームサンクレール谷津	平成30年4月
2	株式会社 ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局	防災行政無線放送の再送信に関する協定 ・防災行政無線の固定系親局により実施している放送をジェイコムの設備を利用し再送信を行うこと	平成30年4月
3	一般社団法人 千葉県助産師会	災害時における助産師による支援活動協力に関する協定 ・妊産婦及び新生児の応急救護活動等並びに母子等の支援等の実施	平成30年5月
4	京葉瓦斯 株式会社 ・ 大多喜ガス 株式会社	近隣ガス事業者との災害時相互支援協力協定書 ・大規模なガス漏えい、供給支障等が発生した場合における近隣ガス事業者との支援協力	平成30年8月
5	日本大学 生産工学部	日本大学生産工学部と習志野市の地域防災力向上に関する覚書 ・ドローンによる情報収集等の実施	平成30年10月

5. その他

(1) 自助・共助の活動促進について

防災出前講座の件数や自主防災組織の新規設立は微増であり、町会への防災訓練支援の件数は減少傾向にある。

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
出前講座実施件数	26	32	18	25	14	16*
町会等防災訓練 支援件数	22	20	10	6	3	1*
自主防災組織 新規設立数	14	8	10	1	4	1*

※ H30年度については12月末時点の数値

(2) 災害配備状況

平成30年度は、平成31年1月15日時点までで、情報収集体制を5回とった。

9月30日の台風第24号は暴風による倒木等の被害が発生したが、人的被害は発生しなかった。しかしながら、海岸からの暴風がもたらした塩害被害により、翌日に停電や電車の運休などが発生した。

日時	災害名	配備体制 (総配備人員数)
H30/7/9(月) 08:03	7月9日大雨警報 ※西日本豪雨時	情報収集体制(5名)
H30/7/28(土) 10:36	7月28日大雨・暴風・波浪警報(台風第12号)	情報収集体制(4名)
H30/8/8(水) 15:10	8月8日大雨・暴風・波浪警報(台風第13号)	情報収集体制(4名)
H30/9/1(土) 16:44	9月1日大雨警報 ※秋雨前線	情報収集体制(5名)
H30/9/30(日) 07:10	9月30日大雨・暴風・波浪警報(台風第24号)	情報収集体制(4名)

平成30年度に実施した各種防災訓練について

1. 平成30年度習志野市総合防災訓練**目 的**

市民、市役所、関係機関が連携し、「自助」、「共助」の強化を目的として実施する。その際、各会場において市民の要望を踏まえた個別課目訓練を取り入れ、広く多くの市民が参加できるような訓練とする。

日 時

平成30年9月2日(日) 午前10時00分～午後1時00分

訓練会場・項目・内容

訓練当日午前10時00分に習志野市直下を震源とする M7.3、震度6強の地震が発生したとの想定のもと、市民、市役所の対応訓練を実施した。

訓練項目		会 場
実 動 訓 練	市民初動訓練	市内全域
	地区対策支部運営訓練	市内全小学校の指定場所(16箇所)
	避難所運営訓練	市内小中高等学校体育館等(26箇所)
市民防災力向上訓練		市内小中高等学校体育館等(26箇所)
医療本部・応急救護所訓練		市庁舎GF、第1・2・7中学校、保健会館 災害拠点病院(1箇所) 救急告示病院(3箇所)

※その他訓練として「企業局災害出動訓練」を実施した。

訓練参加者・参加人数

1. 訓練参加機関・団体

千葉県水道局船橋水道事務所、習志野市企業局、習志野市消防本部、習志野市消防団、東京電力パワーグリッド(株)、(株)NTT 東日本-南関東、陸上自衛隊第1空挺団、航空自衛隊第1高射隊

2. 参加人数

(1)避難者(市民参加)数	2,789名
(2)参加機関・市職員数	541名
参加者計	3,330名

成果・課題

1. 成果

- ・アンケートからは、避難所に来た参加者のうち例年同様約5割が身を守る安全行動であるシェイクアウトを行っていることがわかり、地震時の初動行動がある程度認知されてきていることがうかがえた。
- ・避難所運営訓練は、初めて参加する市民でも運営の方法について理解できるようなパンフレットを作成したこともあり、アンケート回答者の8割近くが運営について理解いただけ、また、参加者が自ら主体となり、運営委員長の選出やグループ編成を行っていたことがうかがえ、徐々にではあるが市民主体で避難所運営を行う意識が浸透してきたと考えられる。
- ・市民防災力向上訓練では、事前に18個の課目を提示し、地域の希望する3個の訓練を実施することを基本として構成した。この結果、アンケートの自由記述からも、「満足した」「概ね満足した」との意見を8割以上の方からいただき、また、参加者の増加にも繋がったものとする。
- また、福祉スペース設置、エコノミークラス症候群対策、ペット対応、救援物資受入れ等新たな分野の訓練に取り組むことができた他、新たに実籾高校、津田沼高校の生徒(計16名)や関係機関として航空自衛隊の参加を得ることができた。
- ・医療本部・応急救護所訓練では、発災直後から発災後48時間後を想定し訓練を実施したことで、時間の経過とともに変化する事象に対し、現場の具体的な状況をイメージすることができた。また、各応急救護所においては、トリアージから治療処置のシミュレーションを具体的に実施し、より実践的な訓練を実施することができた。

2. 課題

- ・今回の訓練では安否確認に要する時間を十分に取らなかったため、安否確認について、時間が無く十分に行えなかったとの意見があったことから、今後は安否確認に重点を置いた訓練も検討する必要があると感じた。
- ・市民アンケートで「避難所運営について理解ができなかった。」との回答が2割程度あったことから、避難所運営方法に係る市民周知について、新たな方法を検討することが必要である。
- ・市民防災力向上訓練の進行については、市民参加者から選出された避難所運営委員長の進行により行き、配備職員等は進行のサポートをする旨の説明を事前に行っていたが、「市職員の進行が悪かった。」との意見が多くあったため、今後、進行の方法については検討を要する。
- ・医療訓練の各救護所等との通信訓練では、通信状況の変化に応じ臨機応変な対応が必要となってくることから、複数の通信手段が使用できた際の通信手段の優先順位について、認識を共有する必要があり、また、アマチュア無線の設置・取り扱いの習熟度に関するさらなる向上が必要であると感じた。

2. その他の訓練について

○災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練【平成30年2月】

習志野市社会福祉協議会が主体となり、各協力団体と連携しながら「災害ボランティアセンター」の運営を円滑に行うことを目的に、IT ロールプレイングの実施による、IT ツールを活用した災害ボランティアセンターの運営訓練を実施した。

○災害時職員参集・災害対策本部等設置訓練【平成30年10月】

日頃、防災訓練に参加する機会が少ない職員も含めた市庁舎に勤務する全職員を対象に、職員一人ひとりの防災意識の向上を目的に、自宅からの参集と災害対策本部の設置訓練を実施した。

成果としては、実災害時に合わせた初動対応を確認することで、職員一人ひとりの防災意識の向上が図れた。一方で、業務継続計画の見直しの必要性や初動対応における職員の人手不足等の課題が判明した。

○津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会情報伝達訓練【平成31年1月】

本市を含む津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会関係機関の緊急時連絡先一覧表の確認及び情報伝達に要する時間の検証を目的に、電話やファクシミリなどを利用した情報伝達訓練を実施した。

○災害医療アマチュア無線訓練【毎月】

毎月第四火曜日に三師会、災害拠点病院及び3箇所救急告示病院、並びに非常時アマチュア無線連絡会による無線交信訓練を実施している。

習志野市地域防災計画の一部修正について

近年発生した災害の教訓や昨年度実施した訓練の結果、また関係法令等の修正により、習志野市地域防災計画について、下記のとおり一部修正を行うもの。

1. 風水害における配備体制基準の変更について

風水害における配備体制の基準について、風水害本部第1配備の配備時期を変更するもの。

・風水害本部第1配備

[修正前]	[修正案]
1. 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき	1. 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき
2. 災害対策本部の設置が必要であるとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が必要と認めたとき	2. 災害対策本部の設置が必要であるとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が必要と認めたとき
3. 避難所を開設する必要があるとき、又は、開設準備をする必要があると本部長(市長)が認めたとき	3. 避難所を開設する必要があるとき、又は、開設準備をする必要があると本部長(市長)が認めたとき
4. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき	3. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき

修正理由

市内で被害が発生しておらず、風水害本部第1配備(災害対策本部)体制をとるような状況とない場合であっても、今後の被害を予測し「避難準備・高齢者等避難開始」の発令等により避難所の開設をすることが見込まれるため。

2. 風水害における避難の種類及び発令基準の変更について

風水害における避難の種類及び発令基準のうち、発令基準に河川にかかる基準を追記するもの。また、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に危機管理監の進言により発令ができる旨の変更をするもの。

・避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

[修正前]	[修正案]
1) 24 時間積算雨量が 200mm 以上に達したとき (対象: 急傾斜地崩壊危険区域) 2) その他の状況により本部長(市長)が必要と認めるとき	1) 24 時間積算雨量が 200mm 以上に達したとき (対象: 急傾斜地崩壊危険区域) 2) 河川の警戒巡視等により危険が予測されるとき (対象: 河川はん濫により影響のある地域) 3) 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要であるとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が必要と認めたとき 4) その他の状況により本部長(市長)が必要と認めるとき

・避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準

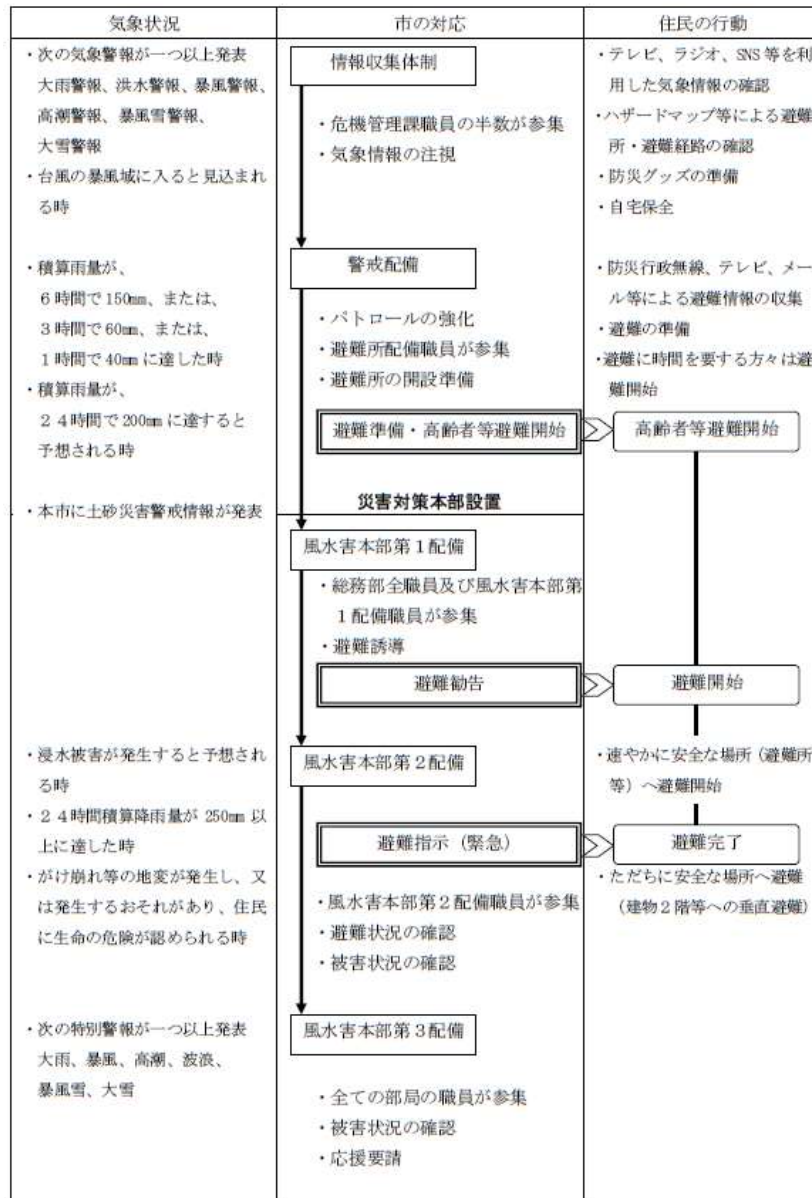
[修正前]	[修正案]
1) 浸水被害が発生すると予想されるとき 2) 24 時間積算降雨量が 250mm 以上に達したとき (対象: 急傾斜地崩壊危険区域) 3) がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき 4) 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険が高まったと認められるとき 5) 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき 6) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき 7) その他災害の状況により、住民の生命及び身体を守るため本部長(市長)が必要と認めるとき	1) 浸水被害が発生すると予想されるとき 2) 24 時間積算降雨量が 250mm 以上に達したとき (対象: 急傾斜地崩壊危険区域) 3) がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき 4) 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険が高まったと認められるとき 5) 河川の水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき (対象: 河川はん濫により影響のある地域) 6) 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき 7) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき 8) その他災害の状況により、住民の生命及び身体を守るため本部長(市長)が必要と認めるとき

修正理由

河川にかかる基準の追記については、千葉県からの修正指示に基づく修正であり、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準が危機管理監の進言により発令ができる旨の変更は、災害対策本部設置前であっても、市長判断により発令できることを明文化するため。

3. 気象状況に応じた市及び住民に求められる行動の一例の追記について

気象状況に応じた市及び住民に求められる行動の一例(タイムライン)を追記するもの。



修正理由

気象状況及び市の体制に応じた避難行動の関係性を図解により分かり易くするため。

4. その他

経年変化、誤字等による修正を行うほか、資料編の「福祉避難所に新たに設置された施設を追加、及び「協定書」等の加筆修正を行う。

2019年度習志野市総合防災訓練の実施方針（案）について

1. 習志野市総合防災訓練

(1) 目的

市民、市役所、関係機関が連携し、「自助」、「共助」の強化を目的として実施する。その際、各会場の地区の特性を踏まえ、その地区の市民の要望を取り入れた時間配分及び個別課目訓練を実施し、より広く多くの市民の方に充実感をもって参加いただける訓練とする。

(2) 実施日

2019年9月8日(日) 午前9時開始

(3) 訓練会場及び内容

- ・市内全域での一斉シェイクアウト、火災予防措置及び安否確認
- ・市内27箇所の小中学校等を会場とした避難所開設・運営訓練
- ・各会場で、市、関係機関が協力した個別課目訓練
- ・災害医療本部訓練

2. 総合防災訓練以外の個別訓練

総合防災訓練の他に、各種のマニュアルを活用した以下の実動訓練を実施し、引き続き各種対策の強化を図る。

(1) 災害対策本部運営訓練

(2) 職員安否確認訓練

(3) 自主防災組織(町会)等の訓練